

過去の行政処分（公表対象）の案件一覧

命令年月日	措置年月日	被命令者	違反地	違反の事実	命令の内容
平成24年12月26日	平成25年3月26日	株式会社A	神奈川県藤沢市	<p>1 株式会社A（以下「A」という。）は、平成24年7月3日付け神奈川県指令●第●号（以下「許可」という。）中の条例第10条第2項（神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（平成24年神奈川県条例第42号）施行前の条例第10条第3項をいう。以下同じ。）による条件8の項に規定する準備工の段階にありながら、同項に規定する承認及び許可中土砂埋立区域内における土砂埋立行為の完了時土地の形状の変更に関する条例第11条第1項の許可を受けず、許可を受けた土砂埋立区域内で、土砂埋立行為を行った。このことは、条例第10条第2項により付した条件及び第11条第1項に違反するものである。</p> <p>2 Aは、条例第11条第1項の許可を受けず埋立区域外で、土砂埋立行為を行い、また、許可に係る仮設建築物を設置した。このことは、条例第11条第1項に違反するものである。</p> <p>3 1及び2の土砂埋立行為は、平成24年7月23日から同年7月27日までの間少なくとも大型トラック125台分行われたことを確認した。さらに、同年7月31日に県が行った新たな土砂搬入停止その他所要の措置を求める文書指導後も、それに従うことなく、土砂埋立行為に関するA作成の土砂搬入券（以下「土砂搬入券」という。）を売却し、同年8月3日から同年9月22日までの間大型トラック684台分の土砂埋立行為を継続したことを確認した。また、2の仮設建築物は、同年7月24日以降、1及び2の土砂埋立行為に供されている。</p>	<p>1 本件命令が解除されるまでの間、新たな土砂の搬入を停止すること（既に売却した土砂搬入券の使用停止の措置を含む。）。なお、その旨について、条例第15条第1項の規定に準拠した標識の掲示を行うこと。</p> <p>2 平成25年1月31日までに、実施期間を明示した次の(1)から(5)に掲げる事項を含む是正計画書を提出すること。</p> <p>(1) 違反の事実の2に規定する条例第11条第1項に違反して土砂埋立行為を行った全ての土砂（違反の事実の1に規定する土砂埋立区域内における土砂埋立行為の完了時の土地の形状を超えた土砂埋立行為及び違反の事実の2に規定する許可の土砂埋立区域外での土砂埋立行為に関する土砂）の除却</p> <p>(2) 条例第10条第1項第1号及び第2号の基準に適合する調整池、擁壁の設置その他の是正措置及び当該是正措置に必要な範囲の違反の事実の1に規定する条例第10条第2項により付した条件に違反して土砂埋立行為を行った土砂（許可の条件8の項に規定する準備工の段階にありながら、同項に規定する承認を受けずに行った土砂埋立行為に関する土砂）の除却</p> <p>(3) 違反の事実の2に規定する仮設建築物の除却</p> <p>(4) 許可の工程に従い工種ごとの実施期日を明記した工程表、工事管理体制、施工方法、資金計画、A以外の工事従事者その他の(1)から(3)までの措置を適正に行うために必要な事項。</p> <p>なお、作業工程については、調整池及び擁壁の設置を盛土工開始前に行うものとする。</p> <p>(5) (1)及び(2)に係る条例第4条の処理計画の届出が必要な場合においては、当該処理計画</p>

命令年月日	被命令者	違反地	違反の事実	命令の内容
平成25年3月26日	株式会社B	神奈川県藤沢市	<p>1 株式会社B（以下「B」という。）は、平成24年7月3日付け神奈川県指令●第●号（以下「許可」という。）中の条例第10条第2項（神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（平成24年神奈川県条例第42号）施行前の条例第10条第3項をいう。以下同じ。）による条件8の項に規定する準備工の段階にありながら、同項に規定する承認及び許可中土砂埋立区域内における土砂埋立行為の完了時の土地の形状の変更に関する条例第11条第1項の許可を受けずに、許可を受けた土砂埋立区域内で、土砂埋立行為を行った。このことは、条例第10条第2項により付した条件及び第11条第1項に違反するものである。</p> <p>2 Bは、条例第11条第1項の許可を受けずに、許可を受けた土砂埋立区域外で、土砂埋立行為を行い、また、許可に係る仮設建築物を設置した。このことは、条例第11条第1項に違反するものである。</p> <p>3 1及び2の土砂埋立行為は、平成24年7月23日から同年7月27日までの間少なくとも大型トラック125台分行われたことを確認した。さらに、同年7月31日に県が行った新たな土砂搬入停止その他所要の措置を求める文書指導後も、それに従うことなく、土砂埋立行為に関するB作成の土砂搬入券（以下「土砂搬入券」という。）を売却し、同年8月3日から同年9月22日までの間大型トラック684台分の土砂埋立行為を継続したことを確認した。また、2の仮設建築物は、同年7月24日以降、1及び2の土砂埋立行為に供するものとして使用されている。</p>	<p>1 第2次命令が解除されるまでの間、新たな土砂の搬入（本件は正計画書中に記載された本件違反の是正に必要な碎石の搬入を除く。）の停止（既に売却した土砂搬入券の使用の停止を含む。）を引き続き行うこと。 なお、その旨について、条例第15条第1項の規定に準拠した標識の掲示を行うこと。</p> <p>2 本件は正計画を平成25年8月31日までに履行すること。 なお、本件は正計画中の全工事終了後速やかに県に報告すること。</p> <p>3 第2次命令の実施前に、取締役会において第2次命令の確認を行い、その適正な履行による本件違反の是正・再発防止を図る旨を決議すること。さらに、当該決議事項について、従業員、元請負人その他第2次命令の履行に従事する者、本件許可の土地所有者その他の関係者に周知すること。</p>